

「設計施工基準第 3 条に係る確認について（以下、確認書）」の 取り扱いについての留意点

確認対象工法・仕様を、保険申込住宅に用いる場合は、建設業者または宅建業者からの保険契約申込み手続き時に当該「確認書（コピー）」の提出が必要です。（確認書の「6.保険契約申込み手続きのための要件」に基づき取り計らいください。）

適用日を平成 21 年 7 月 1 日（平成 21 年版設計施工基準適用開始日）としておりますので、過去の物件に遡って適用することも可能です。

確認書に有効期限はございません。ただし、保険事故が多発するなど、保険契約上、継続して引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。

確認書交付工法・仕様一覧は機構 HP に掲載しておりましたが、諸事情により現在、掲載を取りやめています。今後は、まだ定かではありませんが国交省の「住宅かし保険」に関する HP に掲載されることになりそうです。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

今後、設計施工基準を改定することにより、新たな届出が必要になる場合がございます。また逆に、設計施工基準に適合となり、確認書自体の必要なくなる場合もございます。

確認した内容を変更または新たに仕様・工法を追加される場合、その他ご不明な点はご連絡ください。

参考：3 条確認手続きフロー

（同封の「確認書」を発行することで全 7 段のうち、上 4 段の手続きは終了しました）

建設業者、宅建業者	御社 (建設業者の場合は 左の欄を含む)	住宅保証機構	
		本部	保険申込窓口 (事務機関、特定広域機関)
	基準 3 条に係る申出	→	
		申出書類確認	
		← 確認書交付	
		交付の旨の通知	→
	← 確認書(写し)発行		
保険申込手続き			→

お問い合わせ先

(財)住宅保証機構 技術管理部 技術管理課 芝・松木

電話：03-3584-6438

メール：shiba@how.or.jp、matsuki@how.or.jp